

第175回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

北海道瓦斯株式会社

当社は、第175回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.hokkaido-gas.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

上記の体制（内部統制システム）の整備について、取締役会において決議した内容およびその運用状況の概要は、以下のとおりであります。なお、内部統制システムの運用状況については、2021年4月28日開催の取締役会において、適切に運用されている旨の報告をしております。

（1）取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および従業員は、反社会的な勢力に屈せず毅然とした対応をとることを含め、北ガスグループ倫理方針・北ガスグループ行動規範を遵守し、誠実かつ公正な事業運営を行う。
- ②取締役会は、取締役会規則を定め、重要事項の意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行を監督する。
- ③取締役会は、社外取締役、社外監査役の招聘により、経営の客観性・透明性を確保する。
- ④取締役は、財務報告にかかわる信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告にかかわる内部統制の運用、評価を行う体制を整備する。
- ⑤監査役は、取締役の職務執行に関して、監査役会で定める監査役監査基準に基づき、監査を行う。
- ⑥会計監査人は、会計に関する取締役の職務執行に関して、企業会計審議会で定める監査基準に基づき、監査を行う。
- ⑦監査部は、内部監査規程に従い、業務、会計、情報システム等にかかわる諸状況について独立的な立場で監査を行う。
- ⑧取締役会が決定した基本方針に基づき、経営会議は、内部統制システムを整備する。内部統制を効果的に推進するために統制機能を統括する内部統制推進グループを設置し、コンプライアンスの徹底を図る。
- ⑨コンプライアンスに関して、従業員等からの相談・通報窓口を設置し、未然防止と早期解決の実効性を確保する。

＜当該体制の運用状況＞

・当社は、取締役および従業員に対し、当社グループの倫理法令遵守に対する取り組み姿勢を示した北ガスグループ倫理方針と従業者のとるべき行動や判断基準を示した北ガスグループ倫理行動指針を定め、誠実かつ公正な事業運営を進めておりましたが、今年度は、コンプライアンス経営への社会要請がさらに高まっていることを踏まえ、北ガスグループ倫理行動指針に代わるものとして、北ガスグループ行動規範を新たに制定し、北ガスグループ各社共通の規範として運用しております。

・当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、加えて社外監査役3名を含む監査役4名が出席することにより、意思決定および監督の実効性を確保しております。また、監査役監査、会計監査および内部監査を通じて、当社グループの取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に基づき執行されていることを確認しております。

・当社は、従業員のコンプライアンス意識向上に向け、グループ全体での階層毎の教育やハラスメント教育、社内広報誌やイントラネットを活用した周知・啓発といった取り組みを継続的に実施しております。また、北ガスグループ倫理相談・通報制度管理基準に基づきグループ全体および取引先の倫理相談・通報窓口を設置しており、当社グループの事業活動におけるリスクの現実化の未然防止と早期発見・早期解決に努めております。

(2) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行にかかわる情報については、取締役会規則、稟議規程等に従って議事録、稟議書その他定められた文書を作成し、また、文書管理規程等に基づいて、定められた期間これを保存するなど適切に管理する。

<当該体制の運用状況>

- ・当社は、取締役会や経営会議等の議事録、会議資料および稟議書等を、取締役会規則をはじめとした各会議の規程および文書管理規程等に基づき作成し、適切に保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①内部統制規程に定めた内部統制推進体制において、当社およびグループ各社における事業目標達成の阻害要因を明らかにし、継続的に改善を図る。
- ②災害等のリスクへの措置については、保安規程、防災業務規程等に従い所定の体制およびBCP（事業継続計画）を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- ③業務遂行に伴うリスクのうち、コンプライアンスに関するものは北ガスグループ倫理管理規程等に従い、情報セキュリティに関するものは北ガスグループ情報管理規程等に従うことで、迅速かつ適切な対応を図る。
- ④その他の損失リスクについては、必要に応じてリスクヘッジに関するマニュアル等を整備し、当該リスクの軽減等に取り組む。

<当該体制の運用状況>

- ・当社は、リスク管理、コンプライアンス管理、情報管理について、それぞれグループ共通規程を定め、厳正な管理を行っています。
- ・また、ガス施設にかかわる災害予防対策、災害緊急措置および災害復旧のための諸施策の基本を定めた防災業務規程において非常災害時の体制を明記し、非常災害時に円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることができるよう定期的な教育・訓練を実施するとともに、地震発生時の事業中断等の影響を最小限に留めるために、BCP（事業継続計画）を整備しております。
- ・今年度は、情報セキュリティに対する重要性が高まる中、北ガスグループにおける情報系システム・インフラを起因とする情報事故対応体制として「北ガスグループC S I R T（Computer Security Incident Response Team）」を設置し、万一情報漏洩事故が発生した際の被害を最小限に留めるための体制の強化を図っております。この他、グループ全従業員へのセキュリティ教育の実施や標的型攻撃メールの訓練の実施、体系的な対策の強化などの情報管理態勢の強化を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会の意思決定・監督機能の充実を図るとともに、執行役員制度を導入し、業務執行機能を強化する。
- ②取締役および執行役員の職務を効率的に行うために、職制、業務分掌・職責権限規程等の社内規程を整備する。

<当該体制の運用状況>

・当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、原則月1回開催しております。社外取締役の客観的な発言により、客観性・透明性を確保するとともに、会議資料を事前配付し議論の質を高めるなど、取締役会の意思決定・監督機能の充実を図っております。また、社長執行役員を議長とする経営会議を原則週1回開催し、取締役会付議事項以外の業務執行に関わる重要事項を審議しており、明確な責任のもと迅速な意思決定に努めております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社に関する重要な事項は、当社の取締役会において決議する。
- ②グループ全体の健全な発展を図るため、当社と重要な子会社で構成するグループ経営会議を定期的に開催する。
- ③当社の経営企画部が、統括管理部門として、関係会社管理規程に則り、関係会社の管理と指導を行う。また、当社の監査部が内部監査規程、関係会社管理規程に則り、関係会社の内部監査を行う。
- ④当社の監査役、会計監査人は、法令の定めに基づき、定期的に重要な子会社の調査を行う。
- ⑤グループ全体に適用される内部統制規程を定め、グループ一体として統制を図る。北ガスグループ内部統制連絡会議を設置し、グループ各社への徹底を図る。
- ⑥グループ会社が営業成績・財務・経理・人事その他の経営上の重要事項を報告する手順を、関係会社管理規程に定める。また、リスクが発現した場合の情報伝達方法を北ガスグループ内部統制規程に定める。
- ⑦グループ全体のリスクマネジメントシステムを構築し、それに則りグループ各社がリスク管理を実施することを北ガスグループ内部統制規程に定める。
- ⑧中長期経営戦略の策定とそれに基づく主要経営目標の設定を行い、進捗についてはグループ経営会議等で定期的な実績管理を行うことにより、効率的かつ効果的な職務執行を確保する。
- ⑨グループ全体に適用される北ガスグループ倫理方針を定めるとともに、北ガスグループ倫理相談・通報窓口を設置する。

<当該体制の運用状況>

・当社は、取締役会、経営会議およびグループ経営会議において、子会社に関する重要事項を審議・決定するとともに、経営企画部が関係会社管理規程に基づき、日々の子会社の業務執行を管理しております。また、監査計画に基づき、監査役、会計監査人および監査部による子会社の監査を定期的に実施しております。

・また、北ガスグループが一体となって内部統制を推進するために、子会社各社との情報交換および決定事項の報告等を行うことを目的とする北ガスグループ内部統制連絡会議を設置し、定期的な情報共有を行っています。

(6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役の職務執行および監査役会を補助すべき従業員として、専従スタッフを選任する。
- ②専従スタッフは、監査役の指揮命令に従うことを業務分掌・職責権限規程に定めるとともに、監査役からの指揮命令に従って職務を遂行する。
- ③専従スタッフの人事管理に関する事項については、監査役の同意を得る。

<当該体制の運用状況>

・当社は、監査役専従の従業員を配置した、執行部門から独立した監査役室を設置しており、当該従業員は業務分掌・職責権限規程のほか監査役会が定める規程等に基づき、監査業務を補助しております。なお、当該従業員の異動等の人事事項は監査役と協議のうえ決定しております。

(7) 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ①監査役は、職務執行に必要な事項に関して、随時、取締役および従業員に対して報告を求めることができる。
- ②監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な決定や報告の把握ができ、また、各議事録、稟議書等の重要な書類を閲覧できる。
- ③取締役は、職務執行に関し重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったときは、これを直ちに監査役に報告する。
- ④グループ会社の監査役、当社の経理部長および関係会社管理を担当する経営企画部長は、四半期ごとにグループ会社の状況について、監査役に報告する。
- ⑤当社の監査部は、グループ会社のリスク、コンプライアンスおよび内部通報情報等について、必要に応じ監査役に報告する。
- ⑥監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けない旨を北ガスグループ内部統制規程に定める。

<当該体制の運用状況>

・当社の監査役は、取締役会のほか経営会議に出席するとともに、取締役会、経営会議の議事録のほか全社の稟議書を閲覧し、職務執行に必要な事項に関しては、随時取締役および従業員に対して報告を求め、監査の実効性の向上を図っております。加えて監査部は、リスクマネジメントおよび内部通報制度等の運用状況について監査役へ報告しております。また、従業員等が監査役へ報告したことを理由に不利益な取り扱いを受けた場合には、その内容について調査を行い、不利益に対し回復措置を求めることができる旨を定めております。

(8) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他当職務の執行について生じる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

- ①監査役の職務の執行について生じる費用等について、毎年、適切な予算を設ける。

<当該体制の運用状況>

・当社は、監査役の職務執行にともない生じる費用について、執行部門から独立した監査役室において予算を計上しております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、職務執行に必要な事項に関して、随時、取締役および従業員に対して報告を求めることができる。取締役会は、監査役が会計監査人、グループ会社の監査役および内部監査部門等と連携し、監査役の監査が実効的に行われることを確保する。

<当該体制の運用状況>

- ・当社の監査役は、監査役監査基準に基づき、代表取締役との定期的な会合を行うとともに、必要に応じ、取締役および従業員から業務執行の報告を求めることができることとしております。また、グループ会社の監査役、会計監査人および監査部等と連携・調整することにより、実効性のある監査を実施しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	7,515,830	5,256,582	33,980,192	△173,136	46,579,468	1,727,922	229,749	△158,779	1,798,892	38,147	1,995,353	50,411,863
当期変動額												
剰余金の配当			△880,446		△880,446							△880,446
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,289,308		4,289,308							4,289,308
自己株式の取得				△2,538	△2,538							△2,538
自己株式の処分		△12	△698	3,598	2,887							2,887
土地再評価差額金の取崩			△21,500		△21,500							△21,500
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						363,001	21,500	△3,588	380,912	6,271	47,982	435,166
当期変動額合計	-	△12	3,386,663	1,060	3,387,710	363,001	21,500	△3,588	380,912	6,271	47,982	3,822,876
当期末残高	7,515,830	5,256,569	37,366,855	△172,076	49,967,179	2,090,924	251,249	△162,368	2,179,805	44,419	2,043,336	54,234,740

連結注記表 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1)連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	7 社
主要な連結子会社の名称	
北ガスジェネックス(株)、北ガスサービス(株)、北ガスジープレックス(株)、(株)エナジーソリューション、(株)北海道熱供給公社、北海道LNG(株)、北ガスフレアスト(株)	
 - (2)主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	北ガスフレアスト北見(株)、酪農協販商事(株)
連結の範囲から除いた理由	
非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。	
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1)持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数	なし
持分法を適用した関連会社の数	9 社
主要な会社等の名称	
(株)エネルギーサプライ、(株)サッポロエネルギーサービス、北ガスフレアスト北(株)、北ガスフレアスト函館北(株)、北ガスフレアスト函館南(株)、苫小牧バイオマス発電(株)、釧路エルエヌジー(株)、石狩LNG棧橋(株)、室蘭ガス(株)	
 - (2)持分法を適用しない非連結子会社の名称等

持分法を適用しない非連結子会社	北ガスフレアスト北見(株)、酪農協販商事(株)
持分法を適用しない理由	
持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。	
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、北ガスフレアスト(株)の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたり、北ガスフレアスト(株)につきましては12月31日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①	有価証券	その他有価証券
	時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
	時価のないもの	移動平均法による原価法
②	デリバティブ	時価法
③	たな卸資産	通常の販売目的で保有するたな卸資産
		主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、当社の千歳支店、石狩LNG基地並びに供給設備のうち天然ガス用設備、46エネルギーセンターにおける熱供給事業用設備及び一部の連結子会社は、定額法によっております。

また、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
導管	13～22年
機械装置及び工具器具備品	2～22年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却をしております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② ガスホルダー修繕引当金

球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。

③ 保安対策引当金

ガス事業の保安の確保に要する費用の支出に備えるため、お客さまがガスをご使用にならない経年管等の対策に要する費用の見積額を計上しております。

④ 器具保証引当金

販売器具の保証期間内サービスに要する費用の支出に備えるため、翌事業年度以降の費用発生の見積額を計上しております。

⑤ 熱供給事業設備修繕引当金

熱供給事業設備の定期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- ② 退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（1年）による定額法により費用処理しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 事業用土地の再評価

当社グループは、土地再評価法（「土地の再評価に関する法律」1998年3月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布、政令第119号）第2条第4号によるところの地価税の計算のために公表された方法により算定した価格に合理的な調整を行う方法及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △636,092千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 241,358,119千円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保提供資産

その他の設備（工場財団他） 2,437,147千円

(2) 担保に対応する債務

長期借入金 347,422千円

（うち1年以内に期限到来の固定負債 115,076千円）

4. 保証債務等

(1) 保証債務

石狩サービス㈱の清算により承継した個人向けリース機器契約に対する連帯保証 25千円

(2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務

5,000,000千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 17,737,806株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月28日 取締役会	普通株式	440,207	25.0	2020年3月31日	2020年6月3日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	440,239	25.0	2020年9月30日	2020年12月1日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	440,233	25.0	2021年3月31日	2021年6月4日

3. 当連結会計年度の末日において発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 29,660株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、グループ全体の資金効率を高める目的で、キャッシュ・マネジメント・システムによるグループ金融を実施しております。グループ各社の営業性資金を当社に集中し、不足額の資金調達に関しては、主に当社の社債等の直接調達及び金融機関からの間接調達により行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信開始時の信用調査にてリスクの低減を図っております。
投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。
社債・借入金等の使途は主に設備投資に係る長期資金であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されますが、当連結会計年度の末日において変動金利の借入金はありません。なお、変動金利の借入を行う場合には、当該リスクをヘッジすることを目的として、金利スワップ取引を実施することがあります。
外貨建営業債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクをヘッジすることを目的として、為替予約取引を実施しております。なお、金利スワップ・為替予約等デリバティブ取引は、社内規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。
また、営業債務や短期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。
- (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。（(注2) 参照）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（＊2）	時価（＊2）	差 額
(1) 受取手形及び売掛金（＊1）	12,504,693	12,504,693	－
(2) 投資有価証券 その他有価証券	3,527,208	3,527,208	－
(3) 社債	(44,000,000)	(44,085,450)	(85,450)
(4) 長期借入金	(27,910,146)	(28,009,731)	(99,585)

（＊1）貸倒引当金を控除して記載しております。

（＊2）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（2）投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

（単位：千円）

	種 類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	522,723	3,438,668	2,915,945
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	109,959	88,539	△21,419
合 計		632,682	3,527,208	2,894,525

（3）社債

当社の発行する社債は、市場価格に基づき算定しております。

（4）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの：該当するものではありません。

(注2)非上場株式（連結貸借対照表計上額2,475,755千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

(注3)1年以内に期限到来の固定負債に含まれている長期借入金は、注記上長期借入金に一括して掲記しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,961円32銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 243円59銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	7,515,830	5,275,595	12	5,275,608	775,775	13,600,000	10,405,558	24,781,333
当期変動額								
剰余金の配当							△880,446	△880,446
当期純利益							3,112,849	3,112,849
自己株式の取得								
自己株式の処分			△12	△12			△698	△698
土地再評価差額金 の取崩							△21,500	△21,500
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	△12	△12	-	-	2,210,203	2,210,203
当期末残高	7,515,830	5,275,595	-	5,275,595	775,775	13,600,000	12,615,762	26,991,537

	株主資本		評価・換算差額等			新株 予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△173,136	37,399,635	1,725,092	229,749	1,954,841	38,147	39,392,625
当期変動額							
剰余金の配当		△880,446					△880,446
当期純利益		3,112,849					3,112,849
自己株式の取得	△2,538	△2,538					△2,538
自己株式の処分	3,598	2,887					2,887
土地再評価差額金 の取崩		△21,500					△21,500
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			364,218	21,500	385,718	6,271	391,989
当期変動額合計	1,060	2,211,251	364,218	21,500	385,718	6,271	2,603,241
当期末残高	△172,076	39,610,886	2,089,310	251,249	2,340,560	44,419	41,995,866

個別注記表 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、千歳支店、石狩LNG基地並びに供給設備のうち、天然ガス用設備及び、46エネルギーセンターにおける熱供給事業用設備は定額法によっております。また、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
導管	13～22年
機械装置及び工具器具備品	2～22年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却をしております。

2. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

- (3) ガスホルダー修繕引当金
球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。
 - (4) 保安対策引当金
ガス事業の保安の確保に要する費用の支出に備えるため、お客さまがガスをご使用にならない経年管等の対策に要する費用の見積額を計上しております。
 - (5) 器具保証引当金
販売器具の保証期間内サービスに要する費用の支出に備えるため、翌事業年度以降の費用発生の見積額を計上しております。
 - (6) 工事損失引当金
ガス機器工事に係る将来の損失発生に備えるため、当事業年度末の未引渡工事についての翌事業年度以降の損失発生見込額を見積り計上しております。
 - (7) 固定資産撤去損失引当金
供給設備等の撤去費用に伴う支出に備えるため、支出見込額を計上しております。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の会計処理
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 事業用土地の再評価
- 当社は、土地再評価法（「土地の再評価に関する法律」1998年3月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。
- 再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布、政令第119号）第2条第4号によるところの地価税の計算のために公表された方法により算定した価格に合理的な調整を行う方法及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。
- | | |
|--|------------|
| 再評価を行った年月日 | 2002年3月31日 |
| 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 | △636,092千円 |
2. 有形固定資産の減価償却累計額 195,519,432千円
3. 保証債務等
- (1) 保証債務
石狩サービス㈱の清算により承継した個人向けリース機器契約に対する連帯保証 25千円
 - (2) 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務 5,000,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	10,078,707千円
仕入高	13,330,574千円
営業取引以外の取引高	481,432千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 128,449株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因
繰延税金資産 退職給付引当金
繰延税金負債 前払年金費用

関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
関連 会社	石狩LNG 栈橋(株)	札幌市 東区	240,000	設備の所有 ・賃貸等	所有 直接 50%	1名	設備の 賃借	貸付金の回収 利息の受取	139,920 16,560	関係会社 長期貸付金	2,306,880

(注) 1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2.取引条件及び取引条件の決定方針等
*資金の貸付については、市場金利を勘案して利息を合理的に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,382円34銭
2. 1株当たり当期純利益 176円78銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。